

財 第 2 0 9 号  
平成18年10月16日

各 部 ( 局 ) 長  
県 議 会 事 務 局 長  
教 育 長  
人 事 委 員 会 事 務 局 長  
監 査 委 員 事 務 局 長  
労 働 委 員 会 事 務 局 長  
警 察 本 部 長  
企 業 局 長

} 様

総 務 部 長  
( 財 政 課 )

平成19年度当初予算編成方針について (依命通達)

平成19年度当初予算編成に当たっては、目下のところ国の予算、地方財政計画、地方債計画などが未確定ですが、現段階における国の財政、地方財政及び県財政の見通しの上に立って、今般、別添のとおり「平成19年度当初予算編成方針」を定めましたので、お知らせします。

# 平成19年度当初予算編成方針

## 本県の財政見通し

本県財政は、県税等の自主財源に乏しく、地方交付税や国庫支出金等にその多くを依存せざるを得ない状況にあります。加えて、長期にわたる景気低迷による県税の減少や、近年の地方交付税の大幅な削減などにより一般財源が大幅に減少しています。

また、遅れていた社会資本整備や県勢の発展に資する戦略的なプロジェクトの推進にこれまで積極的に取り組んできた結果、本県の社会資本の整備水準は相当程度向上した一方で、これに伴う県債の残高が平成15年度末には1兆円を超え、この償還に係る公債費は、今後とも1,000億円程度の高水準で推移することが見込まれ、財政運営上の大きな圧迫要因となっています。

このような状況を踏まえ、平成16年10月に「中期財政改革基本方針」を策定し、歳入歳出全般にわたるかつてない大胆な財政改革に取り組んできたところであり、目標にしていた300億円程度の収支改善を達成できる見込みにあります。一方で、本年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」で示された今後5年間の歳出改革の取組を踏まえると、現状のままでは、中期的になお200億円台半ば（執行節減努力等決算段階での取組を行うと200億円程度）という多額の収支不足が見込まれます。

平成19年度の財政見通しについては、国の予算編成や地方財政対策が明らかでない現段階では、的確な予測を行うことは困難ですが、歳入面では、全国的には国内民間需要に支えられた景気回復が続いているものの、本県の景気は依然として低迷しているため、県税の大きな伸びは期待できません。また、一般財源の約3分の2を占める地方交付税についても、予断を許さない状況にあります。

一方、歳出面では、県債残高の累増に伴い高水準で推移している公債費や、人件費、扶助費等の義務的経費の負担が大きいため、多額の財源が必要と見込まれ、中期財政見通しでは、平成19年度の財政収支は、280億円程度の財源不足が見込まれるところです。

## 予算編成の基本的な考え方

平成19年度当初予算編成は、引き続き財政改革を強力に推進することとし、人件費総額の抑制や公共事業費をはじめとする各種事業費の削減、事務事業の抜本的な見直しなど、歳出全般にわたる見直しを行います。

一方で、将来にわたる自立的で持続的な県政運営の実現を目指し、県民福祉の充実と県勢の発展を図るために真に必要な事業の着実な実施や県民参画の地域づくりに向けた取組などが求められています。

このため、全体として財政規模を縮小する中であっても、縮み思考に陥ることなく、将来を見据えつつ、県全体として最も成果が上がるよう行政活動を展開していくために、「施策の選択と集中」をこれまで以上に徹底し、限られた財源の重点的かつ効率的な配分を行うとともに、平成18年度に引き続き社会情勢の変化による緊急課題への的確な対応を行うこととします。

また、平成19年度当初予算は、来春の知事選挙を控え骨格予算とすることとし、政策的な判断を今後委ねるべき事業については、6月補正予算で対応することとします。

平成19年度予算は、このような基本的考え方に基づき編成することとしましたので、職員一人ひとりが本県財政の現状と財政改革の目的を再認識し、予算要求に当たっては、具体的には下記事項によってください。

## 第1 総括的事項

平成19年度当初予算は、施策評価をはじめとした行政評価の結果を基にして、効率的・効果的で適切な執行の確保について十分検討の上、適正な見積りを行うものとし、年間予算として次により編成すること。

### 1 歳出の効率化と緊急課題への対応

- (1) 既存の事務事業については、最小の費用で最大の効果が発揮できるよう成果重視の取組を積極的に推進するため、行政評価による事務事業の優先度や別添「事務事業の見直しチェック事項」を踏まえ、徹底した見直しを行うこと。
- (2) 社会情勢の変化により、緊急に対応しなければならない課題として、平成18年度に知事が指定したものについては、現状分析した上で、引き続き的確に対応すること。

### 2 市町村の自主的な行財政運営等への配慮

市町村合併の進展により、住民にとって最も身近な基礎的自治体である市町村との間に、分権型社会にふさわしい新たな関係を築いていくことが求められている。このため、社会経済情勢の変化などを踏まえ、県と市町村の役割と負担のあり方について検討し、一層の適正化、合理化を図るとともに、市町村の自主性・自立性を高める観点から積極的に権限移譲を進めること。

また、市町村の厳しい財政状況を考慮し、財政負担や職員数の増加をもたらす施策は厳に抑制すること。

### 3 外郭団体の見直し

各団体の自主的な経営努力を促すとともに、団体の統合・解散・スリム化などあり方について見直しを進めること。

また、団体の自立性を高めるために、県関与の必要性を十分検証し、県の財政的・人的関与の縮小を図ること。

### 4 国の補助事業等への的確な対応

現段階では国の予算が明らかでないため、政府案決定後速やかに、公共事業をはじめとした県予算への影響について十分に把握の上、適切に対応すること。なお、国の補助事業・委託事業については、安易に受け入れることなく、選択的・効率的導入を

図ること。

## 5 公共事業の効率的・効果的な実施

公共事業については、大幅な削減のなかにあっても、限られた財源で効率的な整備を図るため、必要性や費用対効果等について十分に検証するとともに、再評価による継続事業の見直し等を一層徹底すること。また、コストの縮減や発注方法の改善等について、具体的な取組を推進していくとともに、地域の実情に応じた整備基準を積極的に導入し、効率的・効果的に実施すること。

## 6 産業構造の転換に向けた取組の積極的な実施

今後のさらなる公共事業費の削減により、地域経済や雇用に大きな影響が予想されることから、引き続き、民需主体の産業構造への転換を進めていくため、地域の実情を十分踏まえた上で、必要な施策を積極的・効果的に実施すること。

## 7 県民との協働の推進と民間活力の活用

「民間でできることは民間に委ねる」という考え方に立って、低コストで質の高い公共サービスの提供が可能な民間活力を活用した手法を、積極的に導入する必要がある。

このため、NPO法人、ボランティア団体等との協働や行政サービスの民間委託などを積極的に進めるとともに、民間のノウハウや資金等を有効に活用したPFIの導入可能性についても広く検討すること。

## 8 県産品等の利用促進

本県産業の振興を図る観点から、農林水産部・商工労働部など関係部局と連携しながら、県産品や県内企業の開発製品等の優先的な利用や調達を推進すること。また、現在取り組んでいる公共事業での県産資材やリサイクル資材の活用についても、より一層推進すること。

## 9 歳入の積極的な確保

未利用となっている普通財産の売却や県税等に係る収入未済額の縮減、各種講座、セミナー等の有料化など、受益と負担の関係を明確にしつつ、積極的に歳入の確保に努めること。

## 10 事業の調整

- (1) 行政需要の多様化、複雑化に伴い二つ以上の部(局)に関連する事業が増加しているので、予算の見積りに当たっては、施策評価結果等を踏まえながら、事前に必ず関係部(局)間で協議し、行政の総合性、効率性の確保を図ること。
- (2) 義務的に市町村の財政負担を伴う事業については、「市町村の財政負担を伴う県の施策に係る内部調整システムに関する要綱」に基づき、市町村課と十分に協議すること。  
なお、県単独事業の創設又は改正に係るもので、市町村の行財政に大きな影響を与えると考えられるものについては、事業構築の段階において市町村へ情報提供する必要があるので留意すること。
- (3) 新規施策等に伴い、組織定数等に異動が生じると見込まれるものについては、人事課等関係課と十分協議の上、定数削減の取組との整合性を図ること。
- (4) 財産の取得及び処分については、管財課と十分に協議すること。
- (5) 情報通信システムの開発、変更、更新及び更改については、「島根県情報通信システム全体最適化推進要綱」等に基づき、要求前に、情報統括責任者（情報政策課長）に協議し、承認を得ること。  
特に、費用対効果を踏まえ、調達方法の改善等に積極的に取り組むこと。
- (6) 営繕工事を伴う事業については、企画立案段階から専門技術的見地の意見を反映させ効率的な施設の整備及び保全を行うため、平成15年10月3日付け財政課長通知に沿って、営繕課と十分に協議すること。

## 11 予算要求枠の設定

- (1) 公共事業のうち補助公共・単独公共については、「中期財政改革基本方針(平成16年10月)」において、平成20年度までに事業費を平成16年度比半減することを目途としているところである。  
このような基本的考え方及び平成19年度当初予算が骨格予算であることを踏まえ、補助公共・単独公共については、平成18年度当初比80%の要求枠（県費負担ベース）の範囲内で予算要求すること。  
また、予算要求に当たっては、平成16年度に決定した公共事業の優先順位付けを踏まえること。
- (2) 部局調整枠は、配分額の範囲内で、各部局の権限と責任において、予算原案をとりまとめること。  
一般施策経費については、平成18年度当初予算額に新規事業枠相当額を加算した後の93%に相当する要求枠を配分するものであること。

(3) (1)、(2)を含め具体的な要求枠については、別表の基準によること。

## 12 その他

### (1) 県民との情報共有の推進

県民の視点を大切にした財政改革を推進するため、県民や市町村に積極的に事務事業について情報提供するとともに、その意見の反映に努めること。また、県民に説明責任を果たす観点から、ホームページ等で要求内容、査定結果等の予算編成状況を公開するので、留意すること。

### (2) メリットシステムの活用

未利用の普通財産の売却収入の一定割合を予算要求枠に反映できるメリットシステムの有効な活用を努めること。

### (3) ゼロ予算事業

職員の人件費が最大の事業費との視点に立ち、マンパワーを活かして県民サービスの向上を目指す「ゼロ予算事業」については、引き続き積極的に取り組むこと。

## 第2 歳入に関する事項

### 1 県税

今後の税制改正及び経済情勢等に留意し、的確な見積りを行うこと。

また、課税客体、課税標準等の的確な把握を行うとともに、徴収率の向上に努め税負担の公平確保を図ること。

### 2 国庫支出金

国、地方公共団体間の財政秩序の確立と適正化を図るため、新たな負担の転嫁を行わないことや、超過負担を解消することなどを関係省庁に強く要望すること。

また、本県への配分枠の見込み等について、各省庁と緊密な連絡をとるなど十分な把握に努め、過大に見積ることのないよう確実な収入見込額を要求すること。

### 3 使用料及び手数料

「使用料及び手数料等の見直し要領(平成18年5月17日付け財政課長通知)」による見直し結果に基づき要求すること。

また、手数料の額を「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」等に基づいて定めているものにあつては、その改定状況等を十分把握すること。

### 4 財産収入等

(1) 未利用となっている県有財産については、管財課と十分連携しつつ、売却を促進すること。

(2) 県有財産貸付収入及び使用料に準ずる諸収入は、住民負担の公平確保と受益者負担の適正化を図ること。

### 5 分担金及び負担金

事業の性格及び受益の程度等を十分検討し、引き続き負担の適正化を図ること。

### 6 県債

(1) 県債の充当に当たっては、平成18年度地方債計画及び同意等基準等を参考として、別途指示する充当率を踏まえ、的確な見積りを行うこと。

(2) 県債発行額の抑制に努めること。部局調整枠における県債については、新規事業には充当しないこととし、継続事業に関しては原則平成18年度の充当額を上回らないようにすること。

## 5 負担金

各種協議会等への負担金については、納付先の団体の活動状況、負担金に見合う反対給付の内容などを調査の上、必要性が十分見込まれるものに限ること。

また、負担額、負担率等についても、事業内容の精査等により一層の適正化に努めること。

## 6 貸付金

新規貸付については、補助金からの切り替えなどやむを得ないものを除き抑制するとともに、存続が必要なものにあっても、経済動向に応じた貸付利率の設定等貸付条件の再検討を行うこと。

## 7 施設等維持管理費

- (1) 指定管理者制度導入施設については、協定に基づいて、所要額を見積ること。
- (2) その他の施設については、維持管理水準の抑制や同種の業務の一括発注など、管理方法や委託業務内容について徹底した見直しを行い、更なる節減を図ること。

## 8 その他の経費

行政事務の電子化、ISO14001、地球を守る県庁チャレンジプランの取組や長期継続契約の活用などにより、経費執行について徹底した見直しを図り、必要最小限の額とすること。

### 第3 歳出に関する事項

#### 1 職員給与費

人件費については、別途指示するところによること。

#### 2 職員給与費を除く義務的経費

(1) 扶助費については、医療制度改革をはじめとする国の制度改革の内容を十分把握し、的確な見込みを行うこと。

なお、県単独扶助費については、国の制度改革の動向等を踏まえ、そのあり方について検討すること。

(2) その他の経費については、年間所要額を的確に見積ること。

#### 3 投資的経費

(1) 事業内容、緊急度、投資効果、事業の執行体制等を十分勘案の上、真に実効性のあるものに厳選すること。

(2) 施設整備に当たっては、その維持管理経費が将来にわたって財政硬直化をもたらす要因となることから、計画段階から維持管理コストの徹底した節減・合理化が図られるよう工夫を行うとともに、施設の規模、管理・運営体制等について慎重かつ十分に検討すること。なお、現下の厳しい財政状況を踏まえ、たとえ方針決定済の事業であっても、事業の規模・内容や進捗等を再度検討すること。

(3) 直轄事業負担金については、事前に事業箇所や事業内容などを国と十分協議の上、建設事業分と維持補修分に区分して的確な見込みを行うこと。

#### 4 補助金等

(1) 県単独任意補助金については、別添「補助金見直し基準」に沿って、廃止を含め積極的に見直しを行うこと。

(2) 市町村補助金については、交付金化、統合メニュー化、支給要件の緩和等、市町村の自主性に配慮すること。

(3) 各種団体の運営費に対する補助金は、過度の依存による弊害を生じさせるおそれがあるので、原則として長期にわたり継続している補助金は廃止又は縮小すること。  
また、存続が必要なものにあっても、県の歳出削減に準じた取組を要請するなど、削減に努めること。

(4) 各種団体に対する業務委託費等の算定に当たっては、各団体の自主的な経営努力を促す観点から、標準人件費方式の導入を検討すること。

#### 第4 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計の予算要求及び企業会計の予算原案の作成は、事務事業及び職員配置のあり方、独立採算性の確保による経営の健全化、一般会計の関与のあり方等について中長期的な視点も含め十分検討の上、一般会計からの財政援助に安易に依存することのないよう健全経営を徹底した上で、予算要求及び予算原案の作成を行うこと。

なお、一般会計と同様に、徹底して歳出削減と歳入確保を図ること。

#### 第5 予算要求書、各関係資料の提出期限及び提出部数

提出期限	提出書類・資料	様式番号	部数
11月17日(金)	歳出予算要求書(部局調整枠を除く)	様式2	2
	予算要求額調(部局調整枠を除く)	様式4	1
11月24日(金)	歳入予算要求書	様式1	1
	歳出予算要求書(部局調整枠を含む)	様式2	2
	債務負担行為要求書	様式3	2
	予算要求額調(部局調整枠を含む)	様式4	1
	嘱託職員(常勤的非常勤職員)一覧表	様式5	1
	賃金職員(臨時的任用職員)一覧表	様式6	1
	自動車新規購入又は更新要求一覧表	様式7	1
	ゼロ予算事業一覧	様式8	2

## 予算要求枠の設定

区 分	予算要求枠
1. 特別需要枠	別途指示する額の範囲内
2. 義務的経費等	
①人件費（職員・臨時職員を除く）	所要額
②扶助費	〃
③公債費	〃
④その他の義務的経費	〃
⑤選挙関係・徴税関係経費	〃
⑥産業廃棄物減量税・水と緑の森づくり税関係経費	〃
⑦企業会計繰出金	〃
⑧特別会計繰出金	〃
⑨外郭団体関係経費	〃
⑩災害復旧費	〃
⑪災害関係公共事業費	〃
⑫災害関係費	〃
⑬国の制度改正に伴うもの	〃
⑭しまね市町村総合交付金	〃
⑮新施設の維持管理費	〃
⑯指定管理者関係経費	〃
⑰経常経費	〃
3. 公共事業枠	
①国庫補助公共事業費 （臨時道路交付金事業費、継足公共事業費を含む）	平成18年度当初予算県費負担額の80%の範囲内 ・平成16年度に決定した公共事業の優先順位付けに基づき、別途配分する県費負担額の範囲内 （平成18年度当初予算の県費負担額の82%、80%、78%相当）
②県単公共事業費 （臨時道路交付金事業費を除く）	
③直轄事業負担金	所要額
④受託事業費	所要額
4. 部局調整枠	下記により配分する額の範囲内
①一般施策経費	平成18年度当初予算一般財源に平成18年度新規事業枠相当額を加算後の93%相当
②経常経費等	平成18年度当初予算一般財源の100%相当
5. 職員給与費	別途指示による

## 事務事業見直しチェック事項

### 1. 総括事項

#### ○ 存在意義と費用対効果

- (1) 社会経済情勢の変化等にもかかわらず、漫然として従来のまま継続していないか。また、当初の事業目的は既に達成していないか。
- (2) 必要性や効果の乏しい事業は廃止した上で、事業の整理統合や集約化を図り、より事業効果を上げることができないか。
- (3) 投入した予算、人員、時間等から得られた効果の検証が十分なされているか。

#### ○ 役割分担と費用負担

- (4) 県、市町村、民間の役割分担を踏まえると、県事業の必要性は希薄ではないか。また、県の公金支出の妥当性はあるか。
- (5) 市町村事業等との重複があり、事業の対象範囲、方法等について整理すべきことがないか。
- (6) 特定の個人、団体等への過剰サービスの色合いが強くないか。また、そのことによって、民間の活力がかえって阻害されていることはないか。
- (7) 受益者や地元が応分の負担をすべきではないか。

#### ○ 手法と県民参画

- (8) 関連・類似する事業を整理統合し、より効果をあげる手法に変更できないか。
- (9) 他部（局）の事業と目的等が重複している事業は、共同事業等として実施できないか。
- (10) コストや県民サービス向上の観点から本庁と地方機関間で実施主体について見直すべきものはないか。
- (11) 地域や県民の声を聞いて事業が考えられているか。また、事業への県民の参画が得やすくなっているか。

### 2. 個別事項

- (1) 毎年度末における過不足（不用や節流用）の原因を追及・分析し、実態への整合を図るべきものはないか。
- (2) 嘱託員や臨時職員については全庁的に見直しをしているが、さらに事業内容から見

- て人員数、月数、単価等を見直すべきものはないか。
- (3) 本庁舎等で認証取得した「環境マネジメントシステム(I S O14001)」や全庁で取り組む「環境にやさしい率先実行計画(地球を守る県庁チャレンジプラン)」の推進により、光熱水費や事務経費等の更なる節減ができないか。
- (4) 印刷物等で相互に重複したものや利用の少ないものを作成していないか。また、I Tの活用によって内容の見直しやペーパーレス化ができないか。
- (5) 年間使用回数を考えると、購入を予定している機器等が遊休化しないか。また、更新をもう少し伸ばすことができないか。
- (6) 必要性の検討に加え人数、回数、用務等において事業間の調整等を行い、旅費等の無駄をなくしているか。
- (7) 各種調査で形式的に毎年繰り返していないか。また、その結果から施策を生み出せないで単に調査で終わっていないか。
- (8) 最近の金利情勢も踏まえ、貸付金の対象、限度額、融資利率、実質金利等を検討し、改めるべきものはないか。
- (9) 補助金については、「補助金見直し基準」のとおり。
- (10) 奨励的な国庫補助事業
- ア 単に国庫補助事業というだけで漫然と継続していないか。
- イ 必要性や効果の乏しい事業は、国庫補助事業といえども整理・縮小できないか。
- ウ 国から示された全国一律のやり方ではなく、本県の実情にあったやり方や簡略化した手法に改善すべき点はないか。
- エ 規模、対象、委託の可否、基準単価等について、国に改善を要望することはないか。
- オ 県を通じて出す補助金(いわゆるトンネル補助金)は、交付先での効果が上がっているかどうかを十分チェックしているか。
- (11) 国等からの委託事業
- ア 国庫10/10というだけで安易に受け入れるのではなく、人件費がかかることも考え、目的や効果を十分検討しているか。
- イ 超過負担の原因等を分析し、その解消を国等へ要望しているか。
- ウ 受託者としての県の効果を得るため、実施方法や活用について、改善できる点はないか。
- エ 人件費についての負担を求めることができないか。また、人件費込みの場合は、その負担は適正か。

## 補助金見直し基準

### 1. 廃止

次に掲げるものについては、廃止する。

- ① 施策の浸透、普及等により、事業目的が達成されたもの
- ② 社会経済情勢の変化により、事業効果が薄れているもの
- ③ 長期に渡り継続している補助金で、一定期間補助を継続しても目的が十分達成されないなど事業効果が不明確または乏しいもの、事業目的があいまいになっているもの
- ④ 本来、国、市町村、民間等で負担すべきものであり、県負担が適当でないもの
- ⑤ 少額または低率補助であり、事業効果が薄いもの
  - ・最終交付先の補助が50万円未満のもの、補助率10%以下のものは原則として廃止
- ⑥ 融資等への転換により、費用対効果の最適化が図られるもの
- ⑦ 対象事業が収益を伴うものであり、他の措置によっても十分目的が達成できるもの
- ⑧ その他、行政が関与すべき範囲を超えていると認められるなど、「公益上の必要性」から補助金として不適当なもの

### 2. 整理・合理化

存続させる補助金については、次の視点で見直し・縮減を行う。

- ① 計画規模の縮減、計画期間の延長、交付方法の見直しによる単年度事業費の縮減
- ② 補助率、補助対象の見直しによる事業費の縮減
  - ・奨励補助金で補助率が1/2を超えるものは、原則として1/2以下へ引き下げ
  - ・公益性が高い活動に対する経費負担的な補助金にあつては、補助事業者との役割分担から県負担を整理、合理化
- ③ 類似目的の補助金、同一の者に対する補助金の統合
- ④ 3年以内の終期設定の徹底
- ⑤ 各種団体に対する補助金は、次の視点により縮減
  - ・剰余金の活用、受益者負担の導入など自主財源の確保
  - ・人件費を補助対象とするものは、補助対象業務に応じた合理的な補助対象経費の積算
  - ・県に準じた経費削減による補助対象経費の削減

※毎年一定額を補助している団体にあつては、予算編成方針に定める経費削減率と同程度を削減